

M o b a r a 4 S T 5 0 スクータークラス

参加可能車両 4サイクル50ccスクーター 一般公道用車両

- 1 マフラーの変更・改造は不可。ただし、同一メーカー4サイクル50ccスクーター用純正マフラーで、無加工・無改造で装着出来るものは流用可。
- 2 吸気系の変更・改造は不可。ただし、空冷車両はエアクリーナーボックスの加工・変更を認める。
- 3 ブローバイホースはシリンダーヘッドからエアクリーナーボックスへ繋ぎ、内圧コントロールバルブやワンウェイバルブなどは使用不可。
- 4 キャブレター車両に関しては、ジェット類・ニードル類のセッティングインナーパーツのみ変更可。ただし、オートチョーク機構に関しては、作動関連部品についてのみチョーク解除状態に固定する為の改造のみ可。また、アイドルコンセンペーターは機能停止の為のジョイントホースの取り外しと、取り外し部分への蓋の装着のみ可。
- 5 エンジン本体（ガスケット含む）変更・改造は不可。ただし、エンジン整備の際のバルブすり合わせやシートカット等、必要最小限のメンテナンスは可。
- 6 駆動系（クランクシャフト・クランクケースカバー・リアホイールは除く）は、同一メーカー・同排気量の純正部品で、無加工・無改造で装着出来るものは流用可。ただし、空冷車両の駆動系については、社外品の使用・改造・加工を認める。
- 7 キック式始動に関する部品（キックペダル・ギヤ・スプリング等）の加工・取り外しは可。
- 8 駆動系カバーはキック取り外し及び転倒により開いた穴は必ず塞ぐこと。溶接が望ましいが、最低限金属系粘着テープで塞ぐこと。また、カバーの取付ボルトは全て使用すること。
- 9 車両ハーネスの変更・改造は可。ただしメインキーの取り外し（移設は可）は不可とし、メインキーでエンジン停止操作が出来るものとする。
- 10 フライホイール・ジェネレーター・空冷ファン・発電制御レギュレーターの変更・取り外しは不可とし、バッテリー充電機能を稼働させられなければならない。
- 11 インジェクション車両のECUの改造・変更は不可。ただし、燃料調整機及び点火時期調整機能、エンジン回転リミッターの変更及び解除が出来る電子制御装置（サブコン）の使用は可。
キャブレター車両については、CDIユニットの変更可。
- 12 バッテリーの変更は可。ただし、容量の大きなものや、バイク用以外の物への変更は不可とし、セルスターターにてエンジンが始動出来るようにしなければならない。ただし、空冷車両についてはリアタイヤサイズ変更の為のセルスターターモーターの取り外しは可。その際は、キック式にてエンジンが始動できなくてはならない。

- 1 3 タイヤの変更は可。ただし、一般市販されていて通常ルートで購入出来るもののみ使用可。
- 1 4 ブレーキは、ワイヤー・オイル・ホース・パッド・シュー・レバー・バンジョーボルトの変更は可。
- 1 5 リアサスペンションの変更可。
- 1 6 フロントフォークスプリング部分のカラーの追加、フロントフォークスプリングの変更、フロントフォークオイルの変更、シートパイプの変更加工は可。
フロントフォークとの干渉を避ける為の最小限のカバー類の加工は可。
- 1 7 **L e t s 車両のみ、前側サスペンションについては、ステム・ブレーキ式・フロントホイール含め、同排気量のスクーターの部品の流用可。流用時に必要な最小限のステム加工・ハンドルバーの加工は可。**
- 1 8 **L e t s 車両のみ、リアホイールは、同一メーカー・同排気量の純正部品で、無加工にて装着出来るものの流用可。**
- 1 9 レーシングスタンド・サスペンション取付の為のステー類の追加・取付は可。
- 2 0 スピードメーターケーブル・関連部品の変更・取り外しは可。フロントホイールのダストシールの取り外しは可。ただし、ホイールベアリングのオイルシールは取り外しは不可。
- 2 1 バーエンドキャップを取り付けるためのハンドルエンド部の加工は可。バーエンドキャップが使えない車両は、非貫通タイプのグリップを使用すること。
- 2 2 アクセルワイヤー・アクセルグリップ部（ハイスロ・バーエンド・ラバー）変更可。
- 2 3 コンビブレーキ車両に関しては、コンビブレーキ解除の為のワイヤーの取り外しや、変更は可。
- 2 4 安全性の為、フレーム・エンジンなど走行中明らかに接地している箇所に関しては、強度に影響が出ない範囲で切除が望ましい。加工後の処理は安全性を考慮すること。
- 2 5 ボディーカバー類の改造は不可とするが純正同一形状の物への変更は可。安全性・整備性向上の為、アンダーカバー・インナーフェンダー・リアフェンダーの加工及び取り外しは可。ただし燃料タンクが直接路面に接触する可能性がある場合は純正カバーと同等以上の強度を有するカバー（金属製が望ましい）を取り付け（タイヤのみの固定は不可）ること。
- 2 6 ライト・ウィンカー・テールランプを取り外した場合には、同部位へのカバーの装着は可。
- 2 7 ステップ部のカットは可。ただし穴は塞ぐこと。
- 2 8 シート表皮・シートベース・シート内ウレタン加工、変更は可。
- 2 9 上記以外の、改造・変更は不可。